手 当

1 障がい者福祉関係手当

市内に住所があり、つぎの要件に該当される方は、それぞれの手当が支給されます。
申請には、身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持参してください。

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
岡崎市心身障がい者福祉扶助料	身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者に支給します。（施設に措置入所されている方には支給できません。） 所得制限があります（本人が市民税課税の場合不支給）。また、65 歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外となります。	重度障がい者4,000 円 中度障がい者3,500 円 軽度障がい者2,000 円	4 月・8 月・12 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 （申請された翌月分から支給） 市の手当は 10 日 県の手当は 25 日	・本人名義の預金通帳 ・マイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード又は通知カード等） ・その他関係書類等
愛知県在宅重度障がい者手当	重複重度障がい者: 身体障がい者手帳1級または2級で療育手帳 IQ35 以下の方に支給。 重度障がい者: 身体障がい者手帳 1～2 級、療育手帳 IQ35 以下、身体障がい者手帳 3 級と療育手帳IQ50以下の合併障がい者に支給。 また、特別障がい者手当、障がい児福祉手当受給及び入院（3 か月以上）、施設入所の方は除かれ、所得制限があります。なお、重度障がい者については 65 歳以上の新規手帳所持者となる方は支給対象外となります。	重複重度障がい者 15,500 円 重度障がい者 6,750 円		

※振込は通帳記入をして確認してください。

※岡崎市心身障がい者福祉扶助料

重度障がい者 （身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級）
中度障がい者 （身体障がい者手帳 3 級、療育手帳 B 判定、精神障害者保健福祉手帳 2 級）
軽度障がい者 （身体障がい者手帳 4 級～6 級、療育手帳 C 判定、精神障害者保健福祉手帳 3 級）

手当名	支給要件	支給月額	支給方法	申請に必要なもの
特別障がい者手当（愛知県特別障がい者手当）	20 歳以上の方で、身体又は精神に著しく重度の障がいを有するため日常生活において常時特別な介護が必要な方に支給し、入院(3 か月以上)及び施設入所の方は除かれ、所得制限があります。 ※特別障がい者手当を支給されると、在宅重度障がい者手当は支給されません。	重複重度障がい者 36,440 円 重度障がい者 30,640 円 その他の重度障がい者 29,590 円	5 月・8 月・11 月・2 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込 各月の 10 日	・本人名義の預金通帳 ・診断書 ・受給年金関係書類 ・マイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード又は通知カード等） ・その他関係書類等
障がい児福祉手当（愛知県障がい児福祉手当）	20 歳未満の方で、身体障がい者手帳 1級又は 2 級の一部、療育手帳 A 判定の一部（IQ20 以下）並びに同程度の重度障がい児（診断書添付）に支給し、施設入所の方は除かれ、所得制限があります。 ※障がい児福祉手当を支給されると、在宅重度障がい者手当は支給されません。	重複重度障がい児 23,000 円 重度障がい児 17,250 円 その他の重度障がい児 16,100 円		・本人名義の預金通帳 ・診断書 ・マイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード又は通知カード等） ・その他関係書類等
特別児童扶養手当	心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給し、所得制限があります（施設入所や公的年金受給の児童は除かれます）。	重度障がい児 56,800 円 中度障がい児 37,830 円	4 月・8 月・11 月に各月の前月分までを受給者の口座に振込（11 月のみ当月分まで） 各月の 11 日	・預金通帳(ゆうちょ銀行可) ・戸籍謄本 ・身体障がい者手帳、療育手帳 ・診断書（手帳で省略できる場合あり） ・マイナンバーの確認できるもの（マイナンバーカード又は通知カード等） ・その他関係書類等

※振込は通帳記入をして確認してください。

問合せ先　障がい福祉課障がい1係　（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）